

はり、きゅう、あん摩等施術券使用上の注意

- ◆ 施術券は、申請された月ごとに「ひと月分5枚」をお渡しします。
(但し必要な場合は10枚) 1年間60枚が限度です。
- ◆ 前期間中(4月~9月)申請の場合は9月分まで、後期間中(10月~3月)申請の場合は翌年の3月分まで、交付することができます。
- ◆ 申請日以後の当月の残日数が5日未満の場合は、残日数を交付枚数とします。
(例: 4月28日申請の場合 3枚を交付します。)
- ◆ 当月の施術券が残った場合は、返却してください。
返却がない場合は使用したとみなします。
- ◆ 紛失した場合、再交付はいたしません。
- ◆ 転出、死亡の場合は、残りの施術券は返却してください。
- ◆ 末梢神経障害、運動器障害、内臓器障害以外(美容針など)には使用できません。
- ◆ 助成額(1回につき)

施術料金	70歳以上	69歳以下
2,400円以上	1,200円	800円
1,600円以上 2,400円未満	700円	200円

※月の途中において70歳に達した場合は、当該月の翌月から70歳以上の者に係る助成額となります。(但し、1日生まれの人は当月から。)

※施術院に「施術券」を預けたい、本人以外の人が使用することのないように、施術院利用当日に提出して下さい。(交付日以前に、さかのぼって利用することはできません。)

※施術の際、「利用年月日」と「本人署名欄」には、必ず本人が署名して下さい。

(平成26年4月から、これまでの押印に代えて、本人署名に変更しています。)